



26 消安第 6601 号
平成 27 年 3 月 31 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

農林水産大臣 林 芳正



飼料添加物の基準及び規格の改正に係る意見の聴取について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の基準及び規格を下記のとおり改正することについて、同法第 59 条第 1 項の規定に基づき、公衆衛生の見地からの意見を求めます。

記

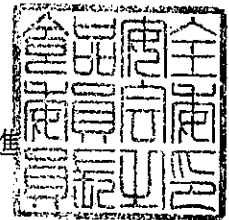
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省第 35 号）別表第 2 中「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」の（106）アピラマイシンについて、製造用原体の製造の方法の基準にソイビーンミルランを加える方法を追加し、成分規格のうち粗脂肪及び粗繊維の値を変更すること。



府食第204号
平成27年3月17日

農林水産大臣
林 芳正 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成27年3月12日付け26消安第5585号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、以下のとおり回答します。

記

今回意見を求められた、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省第35号）別表第2中「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」の（106）アピラマイシンについて、製造用原体の製造の方法の基準にソイビーンミルランを加える方法を追加し、成分規格のうち粗脂肪及び粗繊維の値を変更することについて、今回追加されるソイビーンミルランは賦形物質として使用されており、通常、飼料としても家畜に給餌されているものを化学的操作なく物理的に混合するものである。

ソイビーンミルランは、飼料として使用されており、アピラマイシン製剤の賦形物質等としても既に使用されていることから、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられ、本件は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

飼料添加物アピラマイシンの基準及び規格の改正に関する意見聴取について

1. 経緯

アピラマイシンは、*Streptomyces viridochromogenes* を培養することにより得られるオルトソマイシン系の抗生物質である。飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的として、平成4年に飼料安全法に基づき、飼料添加物として指定された。現在、鶏（2.5～10g 力価/t）及び豚（5～40g 力価/t）を対象とする飼料への使用が認められている。

近年、諸外国では、原体中のアピラマイシンの含量を安定化させる目的で、原体の製造過程において、製剤の賦形物質としても使用されているソイビーンミルラン*を加える方法が用いられていることから、原体の製造方法の変更について要望があった。

* ソイビーンミルランは、大豆の種子を粉碎し、又は破碎する際に得られる小薄片であり、種皮並びにそれに付着する胚乳及び胚芽からなる。通常、飼料として家畜に給与されているものであり、食品安全委員会において、飼料添加物の賦形物質等として化学的操作なく物理的に混合することについて、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかなものと評価されている（平成24年4月5日府食第342号）。

なお、アピラマイシンの原体の製造方法を変更したとしても、製剤中のアピラマイシンの含量に変更はない。

平成27年3月2日農業資材審議会飼料分科会において、当該物質の基準及び規格を改正することは適当であるとの答申を得たところである。

また、平成27年3月17日付けで食品安全委員会より、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められるとの答申を得たところである。

2. 飼料添加物の基準及び規格の改正

飼料添加物アピラマイシンの製造用原体の製造の方法の基準に、必要に応じてソイビーンミルランを加える方法を追加し、粗脂肪（現行値 15.0%以下）及び粗繊維（10.0%以下）の値をそれぞれ 20.0%以下とする。

3. 今後の方針

パブリックコメント等により一定期間意見の公募を行い、省令の改正の手続を進める。